

出店基本協定書

飯館村長 杉岡 誠（以下「甲」という。）と株式会社ハシドラッグ 代表取締役社長 橋浦 希一（以下「乙」という。）は、令和5年4月24日に締結した「飯館村内における生活環境の向上に関する基本協定」に定めた飯館村内における生活環境の向上の実現に向け、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が整備する商業施設に乙が出店することに関する基本的な事項を定める。

（相互協力）

第2条 甲と乙は、甲が飯館村に整備する商業施設に、乙が店舗を出店することについて合意し、出店が円滑に行われるよう協力するものとする。

（店舗の位置）

第3条 乙は、甲が飯館村草野字大師堂地内に整備する商業施設に出店するものとする。

（労働力の確保）

第4条 乙は、地域振興の観点に立って、出店する店舗の従業員については、飯館村民の優先的な雇用に努めることとし、この場合において、甲は、乙の従業員確保について協力するものとする。

（労働条件）

第5条 乙は、労働関係法の規定を順守し、従業員の労働条件、福利厚生及び安全就業について十分配慮するものとする。

（権利義務の承継）

第6条 乙において、合併・譲渡その他の理由により、この権利義務を承継させる必要が生じたときは、この権利義務は、甲の同意を得て、その承継を必要とする者に承継させることができるものとする。

（協定の改定等）

第7条 甲と乙は、本協定の改定又は解除をすべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその旨を申し出ることができる。この場合、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議のうえ、対応する。

（秘密の保持）

第8条 甲と乙は、開示・提出された秘密情報については、互いの承諾なく、第三者に漏らしてはならないものとする。

（疑義の処理）

第9条 甲と乙は、本協定に定めのない事項又は本協定の各事項の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、協議の上対応するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有する。

令和6年3月19日

甲 福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580番地1

飯館村長

杉岡 誠

乙 福島県福島市笹谷字片目清水30-4

株式会社ハシドラッグ

代表取締役社長

橋浦 希一